

ID: 376

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第77条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第77条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和) 第77条 3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。 景観法運用指針(平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日